

〈申告に必要なもの(一例)〉

- ★印鑑(納税となる方は、預金通帳登録印)
- ★申告書(お手元がない人は申告会場のものをご利用ください。)
- ★源泉徴収票原本【コピー不可】(給与所得者・公的年金受給者)
- ★収支内訳書(営業所得・農業所得・不動産所得のあった人)
- ★売買契約書および譲渡に係る必要経費の領収書(土地建物の譲渡による所得があった人)
- ★国民年金保険料控除証明書、生命保険等の各種保険料控除証明書、障害者手帳など(各種控除を受ける人)
- ★還付金振込金融機関(本人名義)の口座番号等がわかるもの(還付を受ける人)

【申告に際しての注意点等】

- 農業所得で通年において自家消費のみで、必要経費が収入を上回る場合の所得は0円となります。(マイナス所得とはなりません。)
- 医療費控除を申請される方は、「医療費の明細書」の事前作成をお願いします。(「医療費の明細書」は、役場1階町民課住民税係および各出張所に備えてありますのでご利用ください。)
- 平成27年中は無収入でも、平成28年度に所得証明等が必要と思われる方や町営住宅入居者等で18歳以上の方は必ず住民税(町・県民税)の申告を行ってください。
- 確定申告の必要がない場合でも、住民税(町・県民税)の申告をすることで、国民健康保険税や後期高齢者医療保険、介護保険料等の軽減になる場合があります。

【お問い合わせ】役場1階 町民課 住民税係 ☎43-2111(内線2117・2118)

【関税務署が開設する確定申告会場のご案内】

平成27年分の所得税・消費税、贈与税の確定申告会場は、「アピセ・関」です。

開設期間：2月16日(火)～3月15日(火)※ただし土・日曜日・祝日は除く

開設時間：午前9時～午後5時 (混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。)

所在地：「アピセ・関」関市平和通7-5-1

※開設期間中、関税務署では申告書等の作成指導を行っておりませんのでご了承ください。

※申告書の提出のみの場合は関税務署でも受け付けています。

【税理士による無料税務相談所開設のご案内】

開設期間：2月16日(火)～2月29日(月)※ただし土・日曜日・祝日は除く

開設時間：午前9時30分～正午/午後1時～4時

会場：アピセ・関または美濃加茂市文化会館(美濃加茂市島町2-5-27)

対象者：前年分の所得金額が300万円以下の方で、消費税の課税事業者である場合は平成25年分の課税売上高が3,000万円以下の方、給与所得および年金受給者の方。(ただし、譲渡・山林所得がある方は除きます。)

【お問い合わせ先】 関税務署 ☎0575-22-2233 ※自動音声案内

※所得税、消費税等の確定申告および贈与税等の申告に関するご相談は「0」

国税に関する一般的な相談は「1」、

税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。